

2025 年日本国際博覧会 団体規約

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「当協会」といいます。）は、団体用入場チケットの購入を含めた団体に関する規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。

当協会が 2025 年 4 月 13 日から同年 10 月 13 日までの間に開催する 2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）のチケットを団体として購入し、または使用することを考えられている企業、法人、学校・施設その他団体のお客様（以下「お客様」といいます。）および団体関係者は、チケットを購入される前に本規約および当協会が定める「2025 年日本国際博覧会チケット購入・使用規約」（以下「基本規約」といいます。）をよくお読みください。チケットを団体として購入または使用するお客様は、本規約および基本規約の内容を理解し、本規約および基本規約の適用に同意したものとみなします。

第 1 条（定義）

本規約で使用される各用語の定義は、本規約で別に定める場合を除いて、次のとおりとします。

- (1) 「団体」とは、以下で定義する「一般団体」「学校団体」の総称をいいます。
- (2) 「一般団体」とは、券種を問わず、有効なチケットを持つ 15 名以上の大人、中人、小人により構成され、同時入場する団体をいいます。
- (3) 「学校団体」とは、券種を問わず、別表 1 に定める学校団体区分適用範囲に示される学校・学校に準じる施設の生徒・児童・園児等により構成され、教職員に引率されて入場する団体をいいます。
- (4) 「販売事業者」とは、当協会との間でチケットの買取販売契約または委託販売契約を締結して、大阪・関西万博への来場を検討されているお客様にチケットの販売をする事業者をいいます。
- (5) 「一般団体割引券」とは、15 名以上で同時入場する団体向けの 1 回限りの入場チケットをいいます。
- (6) 「学校団体割引券（前期学校団体割引券・後期学校団体割引券）」とは同時入場する学校団体向けの 1 回限りの入場チケットをいいます。また前期学校団体割引券とは 2025 年 7 月 18 日までの来場が対象の学校団体割引券、後期学校団体割引券とは 2025 年 7 月 19 日からの来場が対象の学校団体割引券をいいます。

第 2 条（一般取引条件および規則）

- 1 団体の構成員は、本規約のほか、基本規約が適用されます。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般団体割引券、学校団体割引券をお持ちのお客様には、基本規約第 7 条（来場日時予約）のうち第 1 項～第 3 項は適用されますが、第 4 項～第 6 項

は適用されません。

3 当協会から直接チケットを購入する協会直販を利用して「一般団体割引券」を購入されたお客様には、前2項に加え、【企業・団体用】2025年日本国際博覧会入場チケット申込みに係る規約が適用されます。

第3条（一般団体割引券）

- 1 お客様は、同時入場する15名以上を構成員とする一般団体を組織して、販売事業者を通じて、一般団体割引券を購入することができます。
- 2 一般団体が一般団体割引券を購入する場合には、15枚以上の購入が必要です。
- 3 構成員を31名以上50名までとする購入の場合は、構成員のうち1名が、51名以上とする購入の場合は50名ごとに追加で1名が、無料で大阪・関西万博に入場することができます。
- 4 一般団体割引券は来場予約日の前日から起算して10日前までに購入する必要があります。

第4条（学校団体割引券）

- 1 学校団体は、販売事業者を通じて、学校団体割引券を購入することができます。
- 2 学校団体が学校団体割引券を購入する場合には、当協会が指定する学校団体証明書に学校長・施設長の承認印を押印して提出することが必要です。ただし、当協会が認めたときは、学校団体証明書の提出は必要ありません。
- 3 生徒・児童・園児の数が31名以上50名までとする購入の場合には、学校長が申請する同行教職員を除いた看護師・カメラマン・添乗員等の同行者のうち1名が、51名以上とする購入の場合は、50名ごとに追加で1名が、無料で大阪・関西万博に入場することができます（生徒・児童・園児は無料扱いの対象とはなりません。）
- 4 学校団体割引券は、当協会が認めた場合を除き、来場予約日前日から起算して10日前までに購入する必要があります。

第5条（来場日時予約）

- 1 団体は、次の各号に掲げる情報を提供して、販売事業者を通じて、来場日時予約を申し込む必要があります。
 - (1) 団体名又は学校名
 - (2) 代表者名
 - (3) 所在地
 - (4) 連絡先
 - (5) 団体構成員の属性と人数
- 2 団体が異なる券種を組み合わせることで構成員数をみたすときは、全券種が入場可能

な日時に限り、申し込むことができます。

3 当協会が団体の入場者数の把握と入場可能な枠数を調整するため、来場日時予約には、2023年11月30日からの仮受付、2024年10月13日からの仮予約、および当協会がチケットIDと予約の紐づけを容認した時点以降の本予約、の3段階の手続きがあります。

4 学校団体において、学校長または施設長が当協会に対し引率する教員・職員及び必要な介助者の人数を申請したときは、当協会が認める人数の範囲で、学校団体における第1項第5号に定める人数から減らすことができます（当協会が認める人数の範囲で、大阪・関西万博に無料で入場することができます。）。

第6条（仮受付）

1 当協会は、2023年11月30日より仮受付を開始します。

2 団体は、別表2に掲げる情報を提供して、販売事業者を通じて仮受付を申し込むことができます。当協会は、受入れ可能員数を超えないときは、要件を充足する団体の仮受付を先着順に受理し販売事業者を通じて仮受付を受理したことを連絡します。受入れ可能員数を越えるときは、販売事業者を通じて、当該団体に対し、受理できないこと、日時変更が必要であること等を連絡します。

3 来場日時を決定していない団体は、複数日時を来場希望日時として申し込むことができます。但し、当該複数日時の受入れ可能員数を越えるときは、販売事業者を通じて、当該団体に対し、受理できないこと、日時変更が必要であること等を連絡することがあります。

4 複数の販売事業者と商談中の団体は、複数の販売事業者を通じて、仮受付をすることができます。

第7条（仮予約）

1 当協会は、2024年10月13日より仮予約を開始します。

2 団体は、第5条第1項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる情報を提供して、販売事業者を通じて、仮予約を申し込むことができます。

(1) 来場時間、退場時間

(2) 来場手段

(3) 団体向けパビリオン、イベントなどの予約の希望の有無

(4) 学校団体の持込弁当の食事場所（以下「団体休憩所」といいます。）の予約の希望の有無

なお、仮予約時に必要となる提供情報詳細については、別表3に掲げています。

3 当協会は、第6条に規定する仮受付を受理した団体は、2024年10月13日以降に仮受付なしで仮予約を申し込んだ団体に優先して仮予約がなされます。但し、仮受付を受理し

た団体から第7条第2項に記載された仮予約に必要な情報について連絡が無いときは、当該団体の仮受付を無効とし、仮受付なしで仮予約を申し込んだ団体を優先することがあります。

4 当協会は、要件を充足する団体の仮予約を先着順に受理し、受入れ可能員数を越えるときは、販売事業者を通じて、当該団体に対し、受理できないこと、日時変更が必要であること等を連絡します。

5 仮受付を承認された団体が仮予約の段階で来場日時を変更するときは、当該団体は、承認された仮受付を撤回し、新たに仮予約の申し込みから始める必要があります。

第8条（本予約）

1 仮予約を承認された団体は、来場予約日の前日から起算して10日前までに販売事業者を通じて、一般団体割引券・学校団体割引券を含む使用するチケットの代金を当協会に支払う必要があります。

2 当協会は、前項に規定する代金の支払を確認後、団体に対し、チケットIDを付与します。

3 一般団体は、来場予約日の前日から起算して10日前、またはチケットIDの付与を受けた後の来場日および人数の変更はできません。

4 学校団体は、来場予約日の前日から起算して10日前、またはチケットIDの付与を受けた後においても、事前に連絡の上生徒・児童・園児の数の減数することは可能ですが、学校団体から連絡のないまま構成員全員の予約した来場日が経過したとき、学校団体として予約した入場チケットは、入場したもの（使用済み）となります。

第9条（パビリオン、イベントなどの団体予約）

1 団体は、仮予約の際、販売事業者を通じて、各パビリオン、イベント主催者が当協会に提供する団体予約枠の範囲で、パビリオン、イベントなどの団体予約を申し込むことができます。ただし、協会は申込条件を設けることがあります。

2 当協会は、前項の予約の申し込みを先着順に受理し、予約枠を越えるときは、販売事業者を通じて、受理できないこと等を連絡します。

3 団体の構成員が個人・グループで万博IDを登録し、個人向けの事前パビリオン、イベントなどの予約を利用するときは、パビリオン、イベントなどの団体予約を利用することはできません。

4 団体が、各パビリオン、イベント主催者が提供する団体予約枠を利用してパビリオン、イベントなどに一括入場するときは、団体の構成員は、個人向けの事前パビリオン、イベントなどの予約（除く空き枠先着予約・当日登録）を利用することはできません。

第10条（団体休憩所予約）

- 1 学校団体は、仮予約の際、販売事業者を通じて、団体休憩所の予約を申し込むことができます。ただし、協会は申込条件を設けることがあります。
- 2 当協会は、前項の予約の申し込みを先着順に受理し、予約枠を越えるときは、販売事業者を通じて、受理できないこと等を連絡します。

第 11 条（乗降場・待機場予約）

来場手段として団体(貸切)バスを使用する予定の団体は、2024 年秋以降に当協会が構築する予約サイトで、当協会が管理する乗降場の利用時刻を事前に予約する必要があります。

第 12 条（下見）

- 1 当協会が仮予約を承認した 100 名以上の一般団体、および学校団体は、1 団体あたり添乗員を含め最大 3 名まで大阪・関西万博の会場の下見を行うことができます。但し、学校団体で特別支援学校のように引率時に特段の配慮が必要なときは、下見人数の増員を認めることがあります。
- 2 下見を希望する団体は、販売事業者を通じて、当協会に下見を申し込みます。
- 3 当協会は、会場の混雑状況により、希望日の下見を受け付けないことがあります。

第 13 条（入場）

- 1 団体は、団体構成員各自がチケットを提示して入場する必要があります。ただし、団体が事前に協会に申告する場合には、当協会は、団体の代表者 1 名のチケットの確認をもって他の構成員の入場を認めることがあります。

第 14 条（準拠法・裁判管轄）

- 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- 2 本サイトの利用に関して当協会と事業者との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

付 則

- 1 本規約は、2023 年 11 月 30 日から実施するものとします。
- 2 この規約の一部を改訂し、2024 年 10 月 13 日から実施する。
- 3 この規約の一部を改訂し、2024 年 11 月 1 日から実施する。

■別表 1 学校団体区分適用範囲

・学校

【適用範囲】

学校教育法に定める以下の学校、並びに教育施設

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、各種学校（朝鮮学校、中華学校、インターナショナルスクール等。ただし、教習所、塾、職業訓練校は除く。）、海外の学校

・学校に準じる施設

【適用範囲】

以下の法人・組織

児童福祉法に定める母子生活支援施設、保育所（認可、無認可を問わない。）、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センター、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

・高校生

【適用範囲】

高等学校の生徒、中等教育学校後期課程の生徒、特別支援学校高等部の生徒、高等専門学校第3学年以下の生徒、専修学校高等課程の生徒、各種学校の高校生相当の生徒

海外の学校の日本の高校生相当の生徒

母子生活支援施設、児童養護施設の高校生相当の生徒

・園児、小・中学生

【適用範囲】

幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒、義務教育学校の児童・生徒、中等教育学校前期課程の生徒、特別支援学校幼稚部の幼児・小学部の児童・中等部の生徒

海外の学校の日本の幼児・児童・中学生相当の生徒

母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センター、認定こども園、の幼児・児童・中学生相当の生徒

■別表2 仮受付時に必要となる提供情報

・一般団体

団体区分、団体名称、団体名称（カナ）、団体所在地（郵便番号/都道府県/市区町村・番地）、連絡先電話番号、ご来場が想定される団体構成人員、来場日、来場・退場時間、来場手段、乗降台数（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、駐車場利用の有無、プライオリティ、ステータス（決定・募集中・相見積・見積中）、販売事業先営業担当者情報（名前・電話番号）

・学校団体

団体区分、学校名称、学校名称（カナ）、団体所在地（郵便番号/都道府県/市区町村・番地）、連絡先電話番号、ご来場が想定される団体構成人員、来場日、来場・退場時間、来場手段、乗降台数（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、駐車場利用の有無、会場内食事予定、プライオリティ、ステータス（決定・募集中・相見積・見積中）、販売事業先営業担当者情報（名前・電話番号）

■別表3 仮予約以降本予約時までに必要となる提供情報

・一般団体

来場手段、退場手段、来場日、来場・退場時間、団体区分、団体名称、団体名称（カナ）、団体所在地（郵便番号/都道府県/市区町村・番地）、連絡先電話番号、ご来場される年齢区分ごとの団体人数、団体代表者名、当日緊急連絡先（担当者名・携帯電話番号）、乗降台数（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、待機場利用有無、代表車の降車予約番号（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、旅行形態（受注型・募集型）、パビリオン、イベントなど団体予約希望、ステータス（決定・募集中・相見積・見積中）、入場形態（個別入場・一括入場）、登録先担当者情報（名前・電話番号）、下見情報（条件を満たしている場合のみ）（希望日・希望時間・下見者・当日連絡先）

・学校団体

来場手段、退場手段、来場日、来場・退場時間、団体区分、学校名称、学校名称（カナ）、団体所在地（郵便番号/都道府県/市区町村・番地）、連絡先電話番号、ご来場される年齢区分ごとの団体人数、団体代表者名、当日緊急連絡先（担当者名・携帯電話番号）、学校長名、「学校団体証明書」または「引率の教員・職員・介護者申請書」提出の有無、乗降台数（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、待機場利用有無、代表車の降車予約番号（来場手段で団体(貸切)バスを選択した場合）、パビリオン、イベントなど団体予約申込希望、団体休憩所利用希望（休憩所の場所・利用開始時間・利用理由）、ステータス（決定・募集中・相見積・見積中）、会場内食事予定、入場形態（個別入場・一括入場）、登録先担当者情報（名前・電話番号）、下見情報（希望日・希望時間・下見者・当日連絡先）